

## 下水道法

(昭和33.4.24) 最近改正 令和4.5.20 法44号

### (目的)

この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とします。

### 特別の措置

#### 1. 浸水被害対策区域における管理協定の締結等（法第25条の3）

公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設（浸水被害の防止を図るために有用なものとして政令で定める規模以上のものに限る。以下同じ。）を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等（当該雨水貯留施設若しくはその属する施設の所有者、これらの敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者をいう。）との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うことができます。

2 前項の規定による管理協定については、雨水貯留施設所有者等の全員の合意がなければなりません。

#### 2. 管理協定の効力（法第25条の9）

管理協定は、その後において協定施設の雨水貯留施設所有者等又は予定雨水貯留施設所有者等となった者に対しても、その効力があります。